

豊根村内に居住し、事業所等に雇用された方へ

NEW 返還する奨学金の一部を補助します！

令和7年度

奨学金返還支援補助金

正規雇用に準じる

非正規雇用の方も対象になります。

正規雇用を目指す
方を応援します！

年間
最大

12
万円

(最長10年間補助)

令和7年4月1日 時点の勤務地	補助率	上限額
豊根村内外	1/2	年12万円

申請期限

令和7年9月30日(火)

※初めて申請される方

補助対象要件

次の要件をすべて満たす方

- ☒ 大学等に進学し、在学中に奨学金の貸与を受け、滞りなく返還している方
- ☒ 申請する年度4月1日時点で満40歳以下の方
- ☒ 第1回の交付時点で豊根村の住民基本台帳に記載されており、現に居住している方
- ☒ 同一世帯内で村税等を滞納していない方
- ☒ 村内外の事業所等に就職し、1年以上継続して雇用されている方



または

※起業し、1年以上継続して事業を行っている方、第1次産業に従事し、1年以上継続して業務を行っている方。
※正規雇用に準じる形とは、所定労働時間が正規雇用の3/4以上である雇用形態をいいます。

※申請は毎年度必要です。

上記以外の要件もあります。詳しくは豊根村ホームページをご確認ください。

申請先

豊根村教育委員会教育課
〒449-0405 北設楽郡豊根村下黒川字蕨平2
電話：0536-85-1611(直通) FAX：0536-85-1682

豊根村HPは
こちら

QRコード



事業所等に就職される村内の若者をサポートします。 豊根村に住みながら、魅力ある地元の企業で働きませんか？

補助金額

令和7年4月1日時点で事業所等に勤務している場合、
補助対象期間中に返還した奨学金の1/2(上限12万円)の額

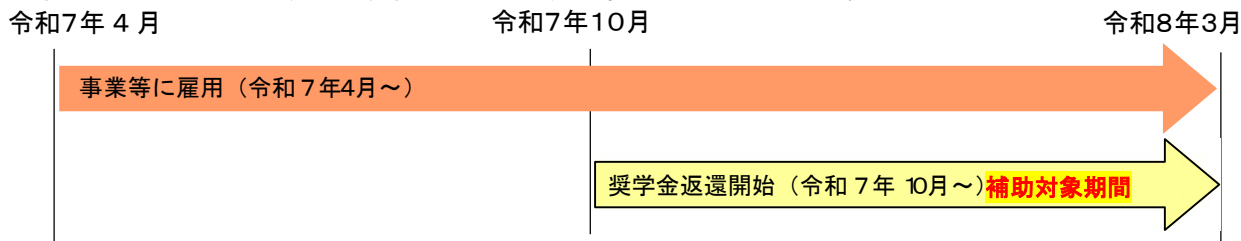
補助対象期間

令和7年4月から令和8年3月のうち、事業所等に正規雇用又は
正規雇用に準じる形で雇用され、かつ奨学金を返還している期間

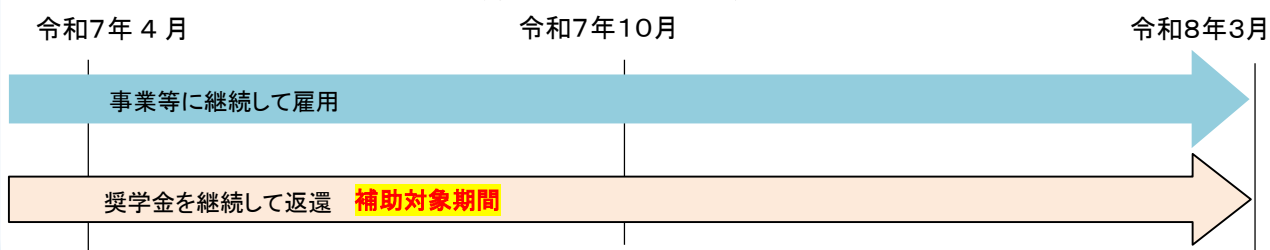
※豊根村奨学金のほか、日本学生支援機構奨学金も対象となります。

補助対象期間の例

(令和7年4月に正規雇用、令和7年10月に奨学金返還開始の場合)



(令和7年4月以前から正規雇用、奨学金を返還中の場合)



※ただし、第1回目の交付時点で村内に住所を有していなかったり居住していない または、令和8年3月まで継続して事業所等に雇用されていない場合は、補助金を受けることはできません。

補助金交付までの流れ

時期	申請者→豊根村	豊根村→申請者
令和7年9月30日(〆切)	申請	
令和7年10月～11月		交付(不交付)決定通知
令和8年3月下旬	実績報告	
令和8年4月		交付額確定
令和8年4月～5月		補助金交付

申請方法

- (1) 申請方法 申請書を書面にて提出 提出先: 豊根村教育委員会
- (2) 申請期限 令和7年9月30日(火)【必着】
- (3) 申請に必要な書類

必要なもの	備考
①交付申請書	住民票を添付
②就労等の状況に関するいずれかの書類 (初年度申請時、実績報告時)	就労証明書、事業を開始した日がわかる書類 の写し、事業専従者であることがわかる書類
③奨学金を貸与する機関が発行する奨学金の貸 与を証するもの(初年度申請時)	
④申請日が属する年度内に返還すべき償還金額を 証するもの	

※書類は豊根村ホームページ又は教育委員会窓口で取得できます。